

東広島市監査公表第11号

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和7年度下半期に定期監査等を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和8年3月26日

東広島市監査委員 天神山 勝浩
同 五丁 和夫
同 北林 光昭
(公 印 省 略)

令和7年度（下半期）定期監査結果報告書

第1 監査の対象

対象部局等	対象期間
総務部 検査課	令和7年度（令和7年10月末現在）
健康福祉部 地域包括ケア推進課	令和7年度（令和7年8月末現在）
こども未来部 【保育所】 小谷・造賀・高屋中央・乃美尾・ 上黒瀬・板城西・河内西・三津・ 木谷	令和7年度（令和7年9月末現在）
産業部 ブランド推進課	令和7年度（令和7年11月末現在）
建設部 用地課	令和7年度（令和7年10月末現在）
下水道部 下水道管理課	令和7年度（令和7年9月末現在）

第2 監査の期間

令和7年10月17日から令和8年3月18日まで

第3 監査の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令に適合し正確であるか、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取を実施した。

なお、監査は東広島市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第5 監査の結果

第1から第4に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に改善を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

対象部局等	指摘事項
健康福祉部 地域包括ケア推進課	【扶助費事務】 「東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱」に基づく成年後見人等に対する報酬に係る費用の助成において、助成事務が当該要綱ではなく「東広島市成年後見制度利用支援事業の事務要領」に基づき運用されていたことにより、要綱に定める助成要件を満たしていない者に対し助成を行っているものがあつた。
健康福祉部 地域包括ケア推進課	【財産管理事務】 ひまわり台老人集会所敷地ほか計14件の使用貸借契約において、更新に係る決裁を経ていなかった。また、更新後の期間等の記載された契約書の作成や文書による通知が行われず、口頭での伝達にとどまっていた。
健康福祉部 地域包括ケア推進課	【財産管理事務】 郵便葉書の現物残数と出納簿の残数が一致していなかった。
産業部 ブランド推進課	【財産管理事務】 東広島市福富物産しゃくなげ館ほか計4施設の行政財産使用許可において、東広島市使用料条例に基づく減免の判断が行われていないものがあつた。
産業部 ブランド推進課	【所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務】 東広島市福富物産しゃくなげ館ほか計4施設の農畜産物の加工所等の管理業務において、毎月の利用状況報告書及び利用者アンケート調査結果の報告書を適切に提出させていなかった。

対象部局等	指摘事項
産業部 ブランド推進課	<p>【所管部局が行う公の施設の指定管理に係る事務】</p> <p>東広島市こうちそば加工センターにおいて、当該施設の設置及び管理条例に定める金額の範囲を超えて利用料金が徴収されていた。</p>
下水道部 下水道管理課	<p>【徴収事務（滞納整理事務）】</p> <p>公共下水道事業受益者負担金（分担金）において、督促状の発送を納期限後 20 日以内に行っていなかった。また、督促状により指定する納付すべき期限を、督促状を発する日から起算して 10 日以内としていなかった。</p>

第 6 監査意見

今期の定期監査においても不適切な事務処理が見受けられた。

主なものとして、まず、扶助費事務については、要綱に定める助成要件を満たしていない者に対して助成を行っている事案があった。当該案件については、根拠となる法令規則の確認不足が主な要因であるが、助成要件の確認方法や運用手順を整理するなど、規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

次に、財産管理事務については、使用貸借契約において適切な更新手続を行っていないものや、行政財産の使用許可において使用料条例に基づく減免の判断が行われていない事案があった。また、所属で保管する郵便葉書の現物残数と出納簿の残数が一致していなかった。職員や管理監督者の公的な財産の取扱いに対するリスク管理意識の低さが要因と考えられるが、財産管理に係る体制強化を図るとともに、規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

次に、徴収事務については、督促状の発送が規定に基づく期限内に行われていないなどの事案があった。公平性、公正性に留意し、法令等の定めるところにより、適正な事務処理に改められたい。

さらに、公の施設の指定管理に係る事務においては、条例に定める金額の範囲を超えて利用料金が徴収されていた。また、農畜産物の加工所等の管理業務においては、協定に定める利用状況報告書やアンケート調査結果報告書等について、指定管理者に適切に提出させていないものがあり、指定管理者による業務の実施状況及び施設の管理状況等に関して、所管課が適切に確認できているとは言い難い状況となっていた。前回の定期監査でも指摘した事項であり、今後も誤った事務処理を繰り返さないよう有効な対策を講じ、関係規定に基づいた適正な事務処理に改められたい。

今期の定期監査において、これらの指摘事項を含め、誤った事務処理のほとんどは、初歩的な不注意や確認不足によるものである。監査結果における指摘事項を参考とし、各所属において業

務内容の再点検や実施方法の見直しを行うなど、引き続き、適正な業務遂行の確保に向けて全庁的に努められたい。